

施策目標個票

(国土交通省30-③)

施策目標	建設市場の整備を推進する		
施策目標の概要及び達成すべき目標	建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 主要な業績指標123は既に目標達成済みであり、主要業績指標122及び124は目標達成に向けて順調に推移しているため、「②目標達成」とした。	
	施策の分析	安定的な建設投資の推移等により、建設企業の利益率等に改善が見られるが、引き続き建設技能労働者の担い手確保対策の更なる強化等を図ることが必要。また、建設業における社会保険加入率については、着実に上昇しているものの、更に加入徹底に努める必要がある。	
	次期目標等への反映の方向性	これまでの取り組みをさらに強化するため、社会保険未加入企業に対し、建設業許可・更新を認めない仕組みとする建設業法の改正を行う予定である。今後とも、中小・中堅建設企業をはじめとした建設企業の経営基盤の強化や海外展開の推進を図るとともに、建設業における担い手の確保・育成に向けて、適正な賃金水準の確保や女性の更なる活躍など総合的な取組の強化を図る。	

業績指標	122 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設業の海外受注高)*	初期値	実績値					評価	目標値
		H22年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
		1.0兆円	1.8兆円	1.7兆円	1.5兆円	1.9兆円	1.9兆円	A	2.0兆円
		年度ごとの目標値	-						
	123 専門工事業者の売上高営業利益率*	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H30年度
		2.57%	4.07%	4.38%	4.69%	4.93%	集計中	A	3.00%
		年度ごとの目標値	-						
	124 建設業における社会保険加入率(①企業単位*、②労働者単位*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H23年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年		R1年
		①84% ②57%	①93% ②67%	①96% ②72%	①96% ②76%	①97% ②85%	①97% ②87%	A	①100% ②90%程度 (製造業相当)
		暦年ごとの目標値	-						
参考指標	参101 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①ダンピング対策の導入、②予定価格の事後公表)	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R3年度
		①92% ②40.5%	-	-	-	①93.5% ②41.9%	①94.4% ②42.9%		①97% ②60%
		年度ごとの目標値	-						
	参102 週休2日工事を発注した国及び都道府県の数(①国土交通省において発注する直轄工事 ②47都道府県が発注する工事)	初期値	実績値					評価	目標値
		H29年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R1年度
		①1/1 ②41/47	-	-	-	-	①1/1 ②41/47		①1/1 ②47/47
		年度ごとの目標値	-						
	(平成29年度まで) 参103 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	初期値	実績値					評価	目標値
		H21年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H30年度
		0%(63.89日)	30.2%(44.57日)	30.2%(44.60日)	31.1%(44.02日)	30.6%(44.32日)			3割減を維持 (平成30年度まで毎年度)
		年度ごとの目標値	-						
	(平成30年度から) 参103 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要平均日数	初期値	実績値					評価	目標値
		H29年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R3年度
		45日					37日		45日以下を維持 (R3年度まで毎年度)
		年度ごとの目標値	-						
	参104 建設キャリアアップシステムへの建設技能者の加入率	初期値	実績値					評価	目標値
		H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R5年度末
		-	-	-	-	-	-		100%
		年度ごとの目標値	-						

	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年	H26年	H27年	H28年	H29年		H30年
参105 女性技術者数・技能者数	約10万人	約10万人	約10万人	約10万人	約11万人	約12万人		20万人
暦年ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年	H26年	H27年	H28年	H29年		H30年
参106 建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保(①「労働力調査」から算定する技能者数 ②建設キャリアアップシステムに登録している技能者数 ③「学校基本調査」から算定する入職数 ④「賃金構造基本統計調査」から算定する年間賃金支給額)	①328万人(平成30年) ②- ※システム運用開始前のため実績値なし(平成31年度運用開始) ③39万人(平成30年度) ④4,450千円(平成29年)	①- ②- ③- ④-	①- ②- ③- ④-	①- ②- ③- ④-	①- ②- ③- ④4,450千円	①328万人 ②- ③39万人 ④4,625千円		- (モニター指標のため)
暦年ごとの目標値		-	-	-	-	-		

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額
	当初予算(a)	1,205	1,118	1,222	1,177
補正予算(b)	250	299	290	-	
前年度繰越等(c)	0	0	169	-	
合計(a+b+c)	1,455 <0>	1,417 <0>	1,681 <0>	1,177 <0>	
執行額(百万円)	1,394	1,143			
翌年度繰越額(百万円)	0	169			
不用額(百万円)	61	105			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	土地・建設産業局	作成責任者名	建設市場整備課(課長 小笠原憲一)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	----------	--------	-------------------	----------	--------

業績指標 1 2 2

我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設業の海外受注高）*

評 価

A	目標値： 2.0 兆円（令和 2 年度） 実績値： 1.9 兆円（平成 30 年度） 初期値： 1.0 兆円（平成 22 年度）
---	--

（指標の定義）

我が国の主要建設企業（海外建設協会会員企業）による海外建設工事受注高

（目標設定の考え方・根拠）

国内建設市場が長期的に縮小傾向にあり、競争がさらに厳しさを増す一方で、アジアを中心とする世界の建設市場では、経済成長に伴い膨大なインフラ需要の発生が見込まれている。このような中で、本事業は、我が国建設企業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、中堅・中小建設企業を含む我が国建設産業の海外展開を支援することとし、建設企業の新規年間海外受注高を平成 21～23 年度の受注高の平均に建設投資年平均伸び率を勘案して、令和 2 年度までに年間 2 兆円まで伸ばすことを目標とする。

（外部要因）

景気動向、相手国の政情・インフラ需要等の社会・経済情勢

（他の関係主体）

外国政府及び政府関係機関等の公共発注者
 日系製造業等の民間発注者 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- インフラシステム輸出戦略（平成 25 年 5 月 17 日経協インフラ戦略会議決定、令和元年 6 月 3 日改訂）
 我が国企業が 2020 年に約 30 兆円（2010 年：10 兆円）のインフラシステムを受注することを目指す。

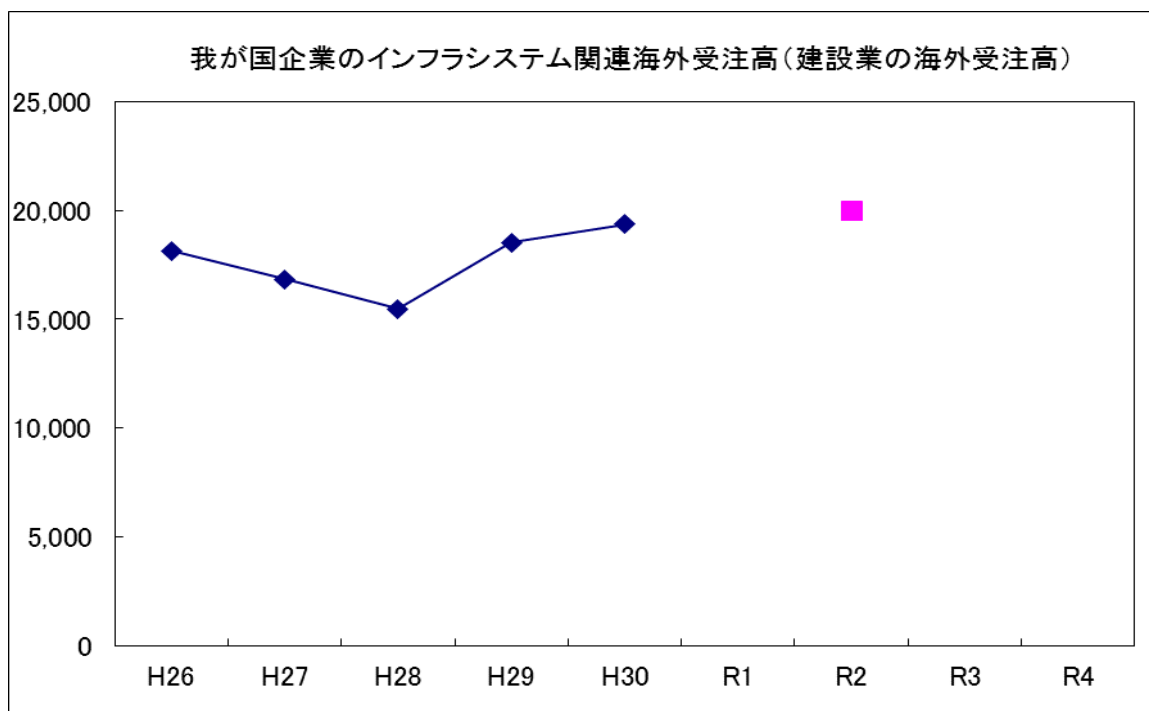
【閣決（重点）】

- 第 4 次社会資本整備重点計画
 政策パッケージ 4-3（我が国の優れたインフラシステムの海外展開）
 重点施策の達成状況を測定するための代表的な指数（KPI）：建設業の海外受注高：令和 2 年：2 兆円

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
18,153 億円	16,825 億円	15,464 億円	18,510 億円	19,375 億円



主な事務事業等の概要

我が国の建設産業の海外展開を推進するため、主に以下の事業を実施。

① ビジネス環境整備

我が国建設・不動産企業の海外進出の基盤強化に向け、政府間でしかなし得ない我が国企業のビジネス環境整備を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

- ・我が国にとって重要な市場において、二国間建設会議等の政府間プラットフォームを構築し、関係を強化
- ・我が国に準じた関連制度の導入等による我が国企業が参入しやすい環境作りに寄与
- ・多国間・二国間の国際交渉・投資協定等を活用した取引ルール等の確立 等

② ビジネス機会の創出支援

政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用し、民間企業による取組だけでは難しい新たなビジネス機会の創出を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

- ・中堅・中小建設企業海外展開推進協議会(JASMOC)を通じた中堅・中小企業の海外進出支援
- ・新市場において経験豊富なパートナー国の政府等と協力し、企業紹介やマッチング等を目的としたセミナーの開催
- ・政府間プラットフォームを活用した案件形成支援 等

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 26 年度以降、海外建設受注高は増加し、平成 27・28 年度と若干の減少はあるものの、総じて平成 30 年度まで安定して 1.5 兆円以上の高い水準を示しており、平成 30 年度は過去最高を記録するなど、目標年度である令和 2 年度の目標値 2.0 兆円の達成に向けて順調に推移しているといえる。

(事務事業等の実施状況)

- ・ ビジネス環境整備においては、平成 29 年に日本・フィリピン建設会議を新たに構築し、我が国建設企業のプレゼンスの向上や現地企業等とのネットワーク構築を図るとともに、建設業に従事する人材の育成等について意見交換を実施したほか、平成 30 年に日本・ベトナム建設会議の場で「質の高いインフラ整備」に向けた事例や我が国の制度等を紹介した。また、ベトナムにおいては土地評価制度の導入に向けたパイロット事業を実施したほか、カンボジアにおいては建設法案及び関係政令の起草支援を行った。加えて、日尼 EPA 見直し交渉や日比 EPA 見直し交渉等の国際交渉にも積極的に参加し、外資企業への参入規制の緩和等を働きかけてきた。
- ・ ビジネス機会創出支援においては、中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)の取組として、国内セミナーの開催、ミッション派遣(ベトナム、ミャンマー)等を実施した。また、平成 29 年にバングラデシュ政府との間で、同国における PPP 事業について、我が国企業が競争入札を経ずに優先交渉権を取得することができる枠組みを構築し、同枠組みを活用し、具体的なプロジェクトの組成に取り組んでいる。加えて、平成 30 年にタンザニアとケニアにおいて、トルコ建設企業との連携に向けた関係構築を図るため、ビジネスマッチング等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成 26 年度以降において 1.5 兆円以上の高い水準を記録しており、平成 30 年度は過去最高を記録するなど、目標達成に向け堅調に推移していることから A と評価した。引き続き、令和 2 年度の目標値の達成に向け、我が国建設業の海外展開を積極的に支援する。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 土地・建設産業局 総務課国際室 (室長 南衛)

業績指標 1 2 3
 専門工事業者の売上高営業利益率*

評価

A	目標値：3.00% (平成30年度) 実績値：集計中 (平成30年度) 4.93% (平成29年度) 初期値：2.57% (平成24年度)
---	--

(指標の定義)
 専門工事業者の売上高に占める営業利益の割合 (建設工事施工統計調査をもとに算出)
 ※専門工事業者の売上高営業利益率 = (営業損益/完成工事高) × 100
 ※専門工事業 = 建設工事施工統計調査の職別工事業 + 設備工事業

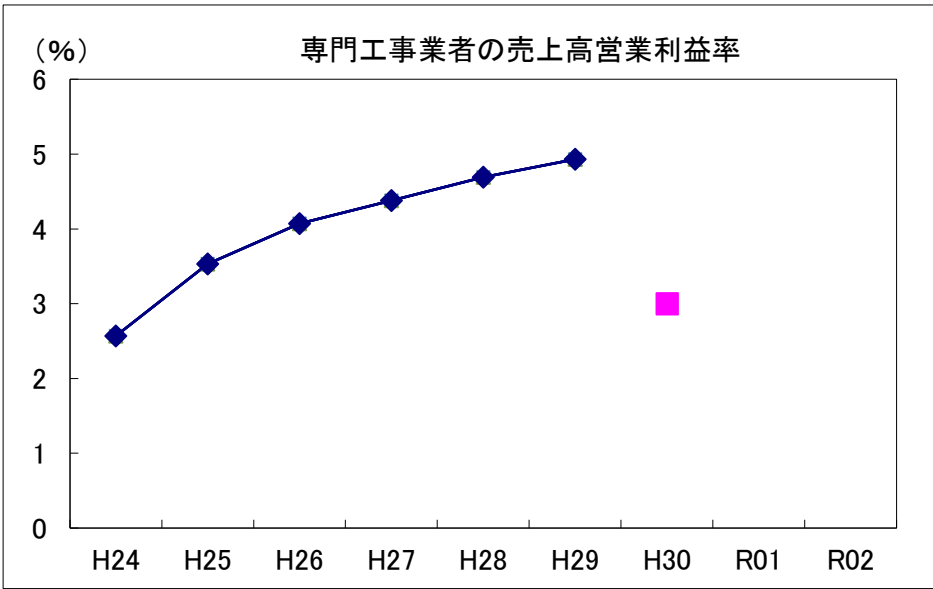
(目標設定の考え方・根拠)
 専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになってきているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者がのびることができる環境の整備を図ることが必要である。
 その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高営業利益率が挙げられる。
 営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ることでの確に専門工事業者の収益力を把握することが可能である。
 平成24年度法人企業統計調査によると、全産業の売上高営業利益率は2.9%であるため、5年以内にこれを上回る3.0%を目指す。

(外部要因)
 建設投資の増減等

(他の関係主体)
 専門工事業者 (事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
 該当なし
【閣議決定】
 該当なし
【閣決 (重点)】
 該当なし
【その他】
 該当なし

過去の実績値						(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
2.57%	3.53%	4.07%	4.38%	4.69%	4.93%	集計中



主な事務事業等の概要

(H29年度事業) 建設産業生産性向上支援事業の実施

社会資本の整備・維持管理や地域の防災・減災など、地域社会を支える中小・中堅の建設企業及び建設関連企業を支援するため、「地域建設産業生産性向上支援事業」を実施した。全国11カ所に「相談支援窓口」を設置し、窓口寄せられたICT機器導入等の生産性向上に向けた取組に伴う課題をはじめ、中小・中堅建設企業等が抱える様々な課題に関する相談に対して、人材開発の専門家や中小企業診断士等の相談支援アドバイザーを相談先に派遣して幅広いアドバイスを実施するとともに、相談支援に寄せられた案件のうち、特に、生産性向上に関するモデル性の高い取組を公募し、経費を一部支援する「ステップアップ支援」を実施した。

(H30年度事業) 地域建設産業における多能工推進事業の実施

中小・中堅建設企業で構成するグループ等による多能工育成・活用計画の策定と実施を支援する「多能工化モデル事業」の実施と、モデル事業の取組について、その成果や改善が必要なポイントを取りまとめ、多能工化に取り組む際の手法についての手引きを作成し、セミナーの開催や動画配信により中小・中堅建設企業に幅広く周知・啓発を図った。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成30年度の実績値は集計中であるが、既に目標値は達成しており、過去の実績値のトレンドを延長しても、目標年度に実績値を達成していることが見込まれる。また、外部要因となる建設投資も増加傾向である。

加えて、平成29年度実績値において、平成29年度の全産業の売上高営業利益率も上回っており、順調に推移しているといえる。(平成29年度実績値 $= (1,721,957,000,000/34,951,221,000,000) \times 100$)

(事務事業等の実施状況)

・地域建設産業生産性向上支援事業の実施状況

<相談支援>

平成29年度：437件

<重点支援>

平成29年度：5件

・地域建設産業における多能工推進事業の実施状況

<多能工化モデル事業件数>

平成30年度：9件

<セミナー開催回数>

平成30年度：9件

平成26年度に実施した政策アセスメント(平成27年度概算予算要求)である「地域建設産業活性化支援事業」及び平成29年度に実施した政策アセスメント(平成29年度補正予算要求)である「中小建設企業における人材育成の推進」の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成29年度は目標値である3.00%以上を達成しており、順調であったと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標については、一定の経営体質の強化、建設投資の増加等の外部要因もあって、売上高営業利益率が上昇した結果、目標値を達成したため「A」と評価した。今後も様々な外部要因が指標に影響を与えるものと考え、専門工事業者の利益維持・向上に向けた取り組みは引き続き必要であることから、平成30年度に新たに実施した「地域建設産業における多能工化」の更なる普及や、令和元年度より新たに「建設業の円滑な事業承継や経営効率化の推進」を図ることにより、専門工事業者の利益増進のための環境整備を進めることとする。なお、目標値については、建設投資の動向や平成30年度の実績値を分析し、見直しの可否を検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 土地・建設産業局 建設市場整備課(課長 小笠原 憲一)

業績指標 124

建設業における社会保険加入率（①企業単位*、②労働者単位*）

評価	
①A	目標値：①100%（令和元年） ②90%程度（製造業相当）（令和元年）
②A	実績値：①97%（平成30年） ②87%（平成30年） 初期値：①84%（平成23年） ②57%（平成23年）

（指標の定義）

・公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果（国土交通省）

予算決算及び会計令に基づき、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設技能労働者（約16万人）の賃金支払い実態を調査しており、当該調査において、企業単位、労働者個人単位での社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況調査を行った結果。

＜企業単位＞

社会保険加入率

＝社会保険に全て加入している企業数／公共事業労務費調査において有効標本とされる企業数×100

＜労働者単位＞

社会保険加入率

＝社会保険に全て加入している労働者数／公共事業労務費調査において有効標本とされる労働者数×100

（目標設定の考え方・根拠）

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるといふ矛盾した状況が生じている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会による「当面講ずべき施策のとりまとめ」（平成24年1月）においては、「平成29年度までに事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」とされている。

平成24年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、社会保険の加入率は着実に上昇したものの、未だ社会保険に加入していない企業が存在している。このため、第2回建設業社会保険推進連絡協議会（平成30年1月）において、「平成30年度以降2年間において、社会保険加入を徹底・定着させる取組を集中的に実施する」との方向性を提示した。

（外部要因）

（他の関係主体）

厚生労働省

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

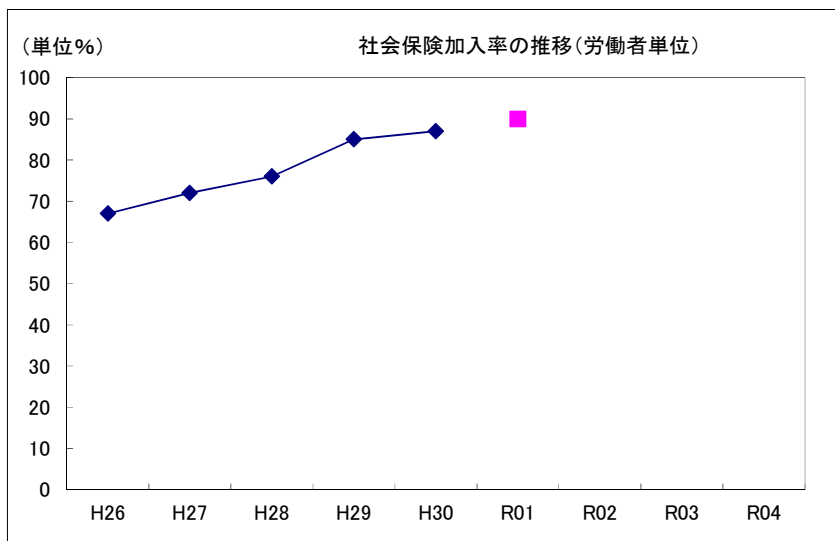
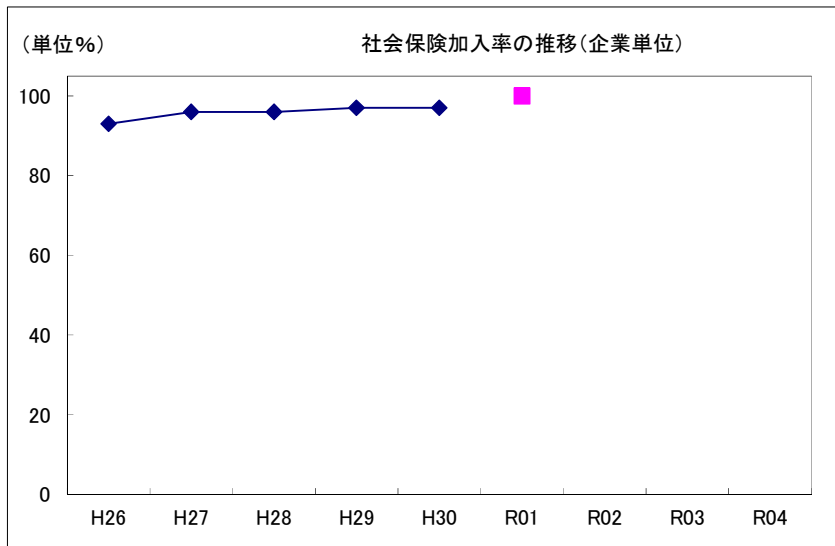
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年)
H26	H27	H28	H29	H30	
①93% ②67%	①96% ②72%	①96% ②76%	①97% ②85%	① 97% ②87%	



主な事務事業等の概要

社会保険加入推進のため、主に以下の取組を実施。

①建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会の設置

行政、建設業団体、学識経験者で構成する協議会を設置し、関係者が一体となって社会保険加入を含めた建設技能労働者の処遇改善の取り組みを進めている。

②行政による指導

経営事項審査における未加入企業の減点幅の拡大や、建設業許可更新時における保険加入状況の確認、指導を行っている。

③公共工事における対策の実施

国土交通省の直轄工事において、社会保険加入企業に限定する措置を実施している。また、地方公共団体発注の工事については、社会保険加入企業への限定を図ることを要請している。

④建設企業の取組指針の制定

建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を示す「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を平成24年11月に制定した。本ガイドラインの中で、元請企業に対して、現場に入場する建設技能労働者の加入状況の確認・加入指導を要請している。

⑤法定福利費の確保

加入に必要な原資である法定福利費が下請企業まで確保されるよう、次の取組を実施している。

- ・直轄工事において、必要な法定福利費を予定価格に反映

- ・法定福利費を内訳明示した見積書を下請から元請に提出する取り組みを促進
- ・契約段階でも法定福利費が確保されることが重要であることから、標準約款において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化

⑥相談体制の充実

相談窓口の設置等、相談体制の充実を図っている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①については、堅調に推移している。 (平成30年度実績値：(22,682/23,456) × 100)

②については、堅調に推移している。 (平成30年度実績値：(78,974/91,173) × 100)

(事務事業等の実施状況)

法定福利費が下請企業まで行き渡っていないとの声を踏まえ、賃金と法定福利費の支払い状況に関する実態調査を実施した。また、国土交通大臣から建設業関係団体に対し、法定福利費の確保について要請を行った。

さらに、元請企業から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費の額を確認する等の取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

これまでの取組の結果、加入率は着実に上昇しているものの、さらに取組を強化するため、建設業法を改正し、社会保険加入を建設業許可・更新の要件とする予定である。これによって、今後、加入が徹底されることから、①及び②についてAと評価した。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室 (室長 藤條 聡)